

気象台一口メモ

# 暴風雪は危険！ ～天気図に見る「七・五・三」～

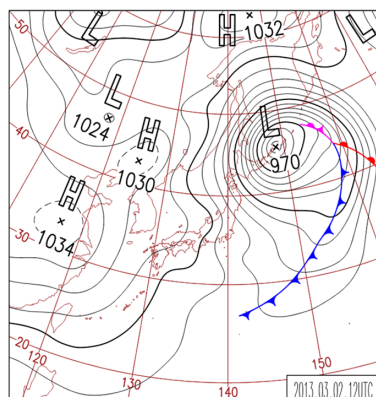
## 暴風雪による悲しき事故

2013年3月2日、急速に発達した低気圧の影響で全道的に暴風雪となり、吹きだまりや局地的な大雪により9人が亡くなる痛ましい災害が発生しました。この日は、午前中は晴れて穏やかでしたが、午後から急激に天気が変わって猛ふぶきとなりました。この事例を契機に気象台では、暴風雪によって人命にかかわるような危険な状況が迫って来たときには、気象情報で「数年に一度の猛ふぶき」「外出は控えてください」のキーワードを用いて厳重な警戒を呼びかけています。

## 天気図に見る「七・五・三」

気象関係者の間では、天気図に描かれる等圧線について「七・五・三（しち・ご・さん）」と呼ばれる法則があります。一般的に天気図の等圧線は4hPa（ヘクトパスカル）ごとに描かれており、等圧線の間隔が狭くなっている場所は風が強まっています。天気図で北海道にかかる等圧線が3本あれば風雪注意報クラス、5本だと暴風雪警報クラス、7本だと数年に一度クラスの危険な状態というものです。

2013年3月2日の全道的に暴風雪となった日の天気図（右図）では、北海道に8本の等圧線がかかっていて、これは数年に一度クラスです。



↑ 2013年3月2日21時の天気図

## 警報が出たときは

風が強くなると体感温度も下がります。暴風雪に巻き込まれると実際の気温以上に寒さで体力を奪われることになります。暴風雪警報が発表されたときはもちろんですが、予想される天気図で北海道に等圧線が5本以上ある場合は、外出を控えたり予定を変更することを検討してください。

気象災害から身を守るためには、避難する事が大切ですが、暴風雪の場合は不要不急の外出を避けてやり過ごす。やむをえず外出したときは商店やコンビニなどの建物内に移動して、天候が回復するまで待つことも方策の一つです。

札幌管区気象台ホームページの「暴風雪への備え」では暴風雪による被害の防止・軽減に向けた暴風雪のリーフレットをご覧ください。こちらのリーフレットを活用して、日頃から暴風雪への備えにお役立てください。



↑ 札幌管区気象台ホームページQRコード



↑ 「暴風雪への備え」はこちら

間網走地方気象台

☎ 0152 - 43 - 4349

・ 網走地方気象台ホームページアドレス

<https://www.data.jma.go.jp/abashiri/>

## 令和5年度若草保育所入所申込開始

令和5年度（令和5年4月1日）からの保育所入所申込について、2月7日から受付を開始します。

新規に入所を希望する児童だけでなく、現在も入所し、4月以降も引き続き入所を希望する児童も再度申し込みが必要になります。

申込期間 2月7日（火）～24日（金）

### 入所の基準

町内に住む、生後6か月から小学校入学前の乳幼児で、仕事や出産、病気や障害、介護などの理由で家庭での保育ができない場合に限ります。※3歳以上の児童は、保護者の就労状況などに関わらず「教育標準時間認定」として入所することができます。

### 提出書類

①入所申込書（保育所で配付）  
②保育が必要な理由を証明するもの（就労証明書など）

③令和4年1月2日以降に雄武町に転入した人は、前住地で発行する「令和4年度市町村民税課税証明書」の写し（令和2年4月2日から令和4年9月30日生まれの入所希望乳幼児のみ）  
※マイナンバー制度の開始に伴い、入所申込書に「個人番号」の記載と提出時の本人確認が必要となります。

問い合わせ・申込書提出先

若草保育所児童保育係

☎ 84 - 2326

## 北海道最低賃金について

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの人、学生さんなど働くすべての人）およびその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されています。

最低賃金額 時間額 920円

効力発生年月日 令和4年10月2日

※最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金は算入されません。

※最低賃金以上の賃金を支払わなければならない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

※特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く人には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。



間厚生労働省北海道労働局名寄労働基準監督署

☎ 01654 - 2 - 3186

## 《シリーズ》

### 「ごみの出し方Q&A」

「環境衛生係から」「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問についてお答えします。」

質問1 小型家電リサイクル法とは何ですか？

回答1 小型家電には鉄やアルミ、金、銀、銅、レアメタルなどの有用な金属がたくさん含まれています。小型家電リサイクル法ができる平成25年4月以前までは、それらの資源は埋め立て地に埋めて処理しており、有用な資源が無駄になっていることを「都市鉱山」とも呼び、社会問題にもなっていました。

実際にこれらの貴重な資源が年間でどれくらい捨てられていたのかを金額にすると、年間約884億円になると言われており、また、鉛など有害な物質も多く使われているため、適切に処分しないと環境にもよくありません。そういった経緯があり、正しく、有益に小型家電をリサイクルしようというところでできた法律が小型家電リサイクル法となります。

質問2 小型家電のリサイクル方法について教えてください。

回答2 雄武町では、不要になった小型家電などを「小型家電回収ボックス」で無料回収しており、役場庁

舎・沢木郵便局・元稲府簡易郵便局・北見幌内郵便局に設置しています。

また、リネットジャパンリサイクル株式会社と連携し、小型家電の宅配便回収サービスを行っておりま

す。3辺の合計が140cm以内の段ボール（ご自身でご用意ください）に小型家電を入れ、ご希望の日に回収業者が利用者のご自宅まで回収に向うサービスです。小型家電の重量が20kg以内で1650円の料金が発生しますが、パソコンを1台入れると無料となります。詳細やご不明な点につきましては、問い合わせ先をお知らせしますので、ぜひご利用ください。

リネットジャパンリサイクル株式会社

☎ 0570 - 085 - 8000

（受付時間 10時～17時）

Eメール call@renejp



↑ リネットジャパンQ&Aフォーム

環境衛生係では、ごみの出し方についての質問を受け付けています。質問などございましたら、環境衛生係までお問い合わせください。

町民一人ひとりの心がけが、ごみの減量化とリサイクル推進につながります。ごみの適切な分別をよろしく願います。

間住民生活課環境衛生係